

# 預金口座付番手續についてのご案内

2024年4月1日より預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下、「口座管理法」）に基づく預金口座付番手續を開始いたします。個人番号をお届出の際は、以下の点についてご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 1. 預金口座付番をご案内させていただくお取引について

口座開設を行うお客さまに対して、預金口座付番のご案内をさせていただきます。

## 2. 預金口座付番の趣旨について

口座管理法に基づく付番の趣旨についてご理解いただき、以下の点について承諾していただく必要があります。

- ・ 預金者の個人番号は、所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手續において預金者の預金口座を特定するために利用され得るものであること。
- ・ 災害時又は相続時において、預金者の個人番号の利用により預金者又はその相続人が預金口座に関する情報の提供を受けることが今後可能となること。

## 3. 預金口座付番の対象となる預金口座について

本申込を行うお客さま名義の全ての預金口座が付番対象となります。

## 4. 最新の個人情報の提供について

本申込時、お客さまの氏名・住所・生年月日・個人番号等をご確認させていただきます。当行に届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手續等を行っていただく必要があります。

## 5. 個人情報の利用目的について

本申込により提出された個人情報の利用目的については当行ホームページをご参照ください。  
<特定個人情報等の利用目的の改定について>

<https://www.sendaibank.co.jp/cms/view.php?no=20240229014759>

## 6. 預金口座付番の結果通知について

当行の窓口でのお客さまへのご説明をもって結果通知とみなします。

## 7. 確認事項・必要書類

確認事項	必要書類
本人確認情報（氏名、住所等）	本人確認書類※1
個人番号	個人番号が確認できる書類※2

※1：顔写真付きの公的書類による本人確認（1点で確認可能）または、顔写真のない公的書類による本人確認（2点の原本で確認可能）をご提示いただく必要があります。詳細については申込時にお問い合わせください。

※2：申込時点で有効かつ最新の記載のある「マイナンバーカード」、「通知カード」、「住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）」のいずれかの提示が必要となります。